

令和5年度福祉施設助成事業応募要項

一般財団法人 荒川磯慈善会
理事長 荒川勝頼

助成の趣旨

荒川磯慈善会は、荒川いそ及び荒川鍊三の資産の寄付により、昭和13年3月に愛知県の認可を受け、財団法人として設立され、その後、財団制度の変更により、財団法人から一般財団法人に移行しました。

平成24年度から、福祉施設助成事業を開始し、12年目の本年度も継続して同様の事業を実施致します。

本財団の目的である福祉施設を運営され、福祉の向上に努力されている施設からのご応募をお待ちしております。

1 助成事業および金額

(1) 下記施設が実施する事業への助成

- ①乳幼児保育施設など児童福祉施設
- ②高齢者介護施設など老人福祉施設
- ③その他の社会福祉施設

(2) 対象となる事業または費用(下記①又は②のどちらか一方)

- ①AEDを導入・更新・増設する事業(誰でも、かつ緊急時に使用可能な場所に設置可能な場合)
- ②その他、下記事業を実施するために必要な機器・機材・備品・教材等を整備する費用
 - ・施設利用者の利便性・安全性を向上する事業
 - ・施設利用者の自立・自助の意欲を引出し、鼓舞するための設備充実事業

(3) 対象外となる事業または費用

- ①経常的に発生する人件費・謝礼・保守費用・消耗品等の運営費
- ②助成決定以前に、着手または実施する事業
- ③申込事業について補助金等の公的援助や他団体の助成を受ける場合 など

(4) 助成内容

- ①AEDについては、1施設1台、その設置スタンド等および8年間交換パック付(合計10台を予定)
- ②その他助成事業については、1施設当たり20万円から50万円(合計400万円を予定)

2 助成対象

愛知県内に本部を置く非営利法人が運営する、愛知県内の施設

1(1)に該当し、かつその施設の運営実績を3年以上有する利用者10人以上の施設、

但し、個人が運営する施設、法人格の無い団体、株式会社等営利法人等の経営する施設は対象外

3 選考基準

選定される助成対象は、次の条件を満たすものとする。(申請書・付属資料の不備は審査対象外)

- (1)応募要項に適合し、かつ緊急性及び必要性が高いと判断されるもの
- (2)明確な目的・内容・資金使途等具体的な計画に基づく単一の事業で、目的達成に有効と判断されるもの
- (3)申込者が組織・経理面から見て、本財団の目的に沿った実効を具現しうると判断されるもの
- (4)同一年度内での申請は、法人同一からは1施設のみ

(5)その他の助成事業では、当財団の助成額が、6割以上を占める事業

(6)上記5条件を充足し、かつ、5年以内(2018年度以降)に、当財団から助成を受けた実績の無い施設
過去の助成実績については、当財団ホームページをご参照のこと。

4 応募申込書・応募用紙の請求

当財団のホームページ(<http://arakawaiso-zaidan.jp>)からもダウンロード可能。

5 応募の申込

上記「4」の所定の申込書に必要事項を記入し、添付書類を添え、郵送による応募に限る。

なお、法人代表者の押印は必須とする。

6 募集期間

令和5年4月1日から令和5年7月31日まで(当財団事務局へ必着)

なお、締切日を過ぎての到着、及び必要書類の未添付は審査の対象外

7 助成の決定と通知

(1)本財団の選考委員会が選考基準に基づいて選考を行う。

(2)採否の結果は、令和5年10月初旬までに法人代表者宛て、文書により通知する。

8 AED 又は助成金の贈呈

AED は当財団指定の業者により納入し、その他事業への助成金は、所定の「事業実施計画書」その他特に必要とされる書類が提出されたときに贈呈いたします。(贈呈は令和5年10月以降順次実行予定)

また、助成金に代え、現物を支給した方が効率的と判断した場合は、現物支給に変更する場合もある。

9 報告の義務

その他助成事業については、助成資金振込後2か月以内に、所定の「実施報告書」と「収支報告書」を、必ず提出のこと。

2か月経過するも、事業完了の見込みが無い場合は、当財団にその理由を説明し、承認を求めること。

無断で、所定期限内に、実施報告書等が提出されない場合、申請事業が不要又は実施不能となったものと見做し、交付資金の返却を求めることとなるので、注意すること。

10 情報公開について

申込書などにご記入された情報は、下記目的以外には使用せず。

① 選定手続きに際し、選定委員等へ提供するほか、選定結果の連絡にのみ使用する。

② 助成先として採用された申込については、(ア)当財団の助成、及び所轄官庁への報告、(イ)令和5年度助成先情報として当財団のホームページにて公開する。

11 留意事項

(1)採否の理由等、選考に関するお問い合わせには応じられません。

(2)提出された「申込書等」の書類は返却いたしません。

(3)営利を目的とする事業、すでに完了している事業は対象といたしません。

(4)本財団以外の財団等から、同一事業で助成が決定した場合、必ずご報告ください。

また、助成決定後、実施困難になった場合及び大幅な内容変更が生じた場合には、必ずご報告ください。

これらの場合、本財団からの助成を辞退または一部返納していただく場合があります。

(5)選定上必要な場合は、追加資料等の提出をお願いすることがあります。

12 応募申込書の提出先

480-1114 長久手市長配 2-229 TEL 0561-65-5082 一般財団法人 荒川磯慈善会事務局